

## 結核登録票に係る活動性分類等について

### 1. 現状

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）では、「保健所長は、結核登録票を備え、これに、その管轄する区域内に居住する結核患者及び厚生労働省令で定める結核回復者に関する事項を記録しなければならない（感染症法第 53 条の 12）。」としている。
- 「厚生労働省令で定める結核回復者」は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「施行規則」という。）により、「結核医療を必要としないと認められてから 3 年以内の者その他結核再発のおそれが著しいと認められる者（施行規則第 27 条の 7）」と規定している。

### 2. 第 14 回結核部会における議論の概要

- 平成 19 年 6 月より届出基準に位置付けられた「潜在性結核感染症」を、活動性分類の区分に追加することについて
  - 「潜在性結核感染症」を区分に追加する。
    - 1) 肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・初回治療
    - 2) 肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・再治療
    - 3) 肺結核活動性・その他結核菌陽性
    - 4) 肺結核活動性・菌陰性・不明
    - 5) 肺外結核活動性
    - 6) 潜在性結核感染症

○ 治療終了後の再発患者の早期発見を目的とした経過観察（感染症法第53条の13に規定する結核登録票に登録されている者に対する精密検査）の実施方法について

- 治療後の経過観察期間は現行では3年以内となっているが、すべての登録者の経過観察を3年行うことは現実的な負担も大きくなり、登録者の治療状況によってすでに2年で行っているところがある。結核対策の重点化・効率化の観点からは、経過観察期間を短縮化することが望ましいのではないか。ただし、経過観察の期間については、治療後の再発率に関するデータとの検討が必要ではないか。
- 経過観察の実施間隔（「活動性不明（病状不明）」の定義）について、現状では1年に一回とされているが、医療機関における経過観察の頻度を勘案すれば、6ヶ月に一回とした方がよいのではないか。
- 経過観察の実施主体については、医療機関における治療後の経過観察を目的とした外来受診で代替されている場合（外来での検査結果等を保健所が利用する方法）が多くなっているが、これは現行の枠組みでも実施可能であり、検査の重複などの無駄が起こらないよう保健所と医療機関の連携を図ることが必要ではないか。
- また、医療機関において十分な経過観察が行われていない者については保健所が積極的に関わる必要があるのではないか。

### 3. 検討課題

- 治療終了後の再発患者の早期発見を目的とした経過観察(感染症法第53条の13に規定する結核登録票に登録されている者に対する精密検査)の実施方法について

- ・ 治療後の経過観察期間  
現行では、「結核医療を必要としないと認められてから3年以内」としているが、これを2年とすることは妥当か。
- ・ 経過観察の実施間隔(「活動性不明(病状不明)」の定義)  
現行では、「最近1年以内の病状に関する診断結果が得られない者」とされているが、経過観察から外れた人々をなるべく早く把握するために、「最近6か月以内に病状に関する診断結果が得られない者」とすることが考えられるか。なお、その際、病状確認の頻度が増えることによる、保健所の業務量が増えることについて、どのように考えるか。

- 治療終了後の再発患者の早期発見を目的とした経過観察(感染症法第53条の13に規定する結核登録票に登録されている者に対する精密検査)の実施場所について

- 今後、下記のように関係機関への周知を行うことでよいか。
  - ・ 経過観察の実施主体については、医療機関における治療後の経過観察を目的とした外来受診で代替されている場合(外来での検査結果等を保健所が利用する方法)には、検査の重複などの無駄が起こらないよう保健所と医療機関の連携を図ること。
  - ・ 医療機関における治療後の経過観察が行われていない者については、保健所が経過観察を実施すること。

○ 「結核再発のおそれが著しいと認められる者」について

- 平成 7 年 12 月 26 日 健医感発第 109 号通知（平成 17 年 3 月 31 日廃止）においては「結核再発のおそれが著しいと認められる者」について定義がされているが、現行の平成 17 年 3 月 31 日 健感発第 0331004 号通知においては定義がなく、これを明確化するべきではないか。

（参考）活動性分類の運用について（平成 7 年 12 月 26 日 健医感発第 109 号通知）における定義

「結核再発のおそれが著しいと認められる者」とは、再発例、受療状況が不規則だった者、薬剤耐性のあった者、糖尿病・塵肺・人工透析患者・副腎皮質ホルモン剤使用患者、その他の免疫抑制要因を持った者、その他保健所長が必要と認める者をいう。

- 現行の平成 17 年 3 月 31 日健感発第 0331004 号通知において経過観察期間は定められてないが、保健所長が結核再発の恐れが著しいと認められる者ではないと判断したときに削除することでよいか。

（参考 1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

（平成 10 年 10 月 2 日 法律第 114 号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則  
（抄）（平成 10 年 12 月 28 日 厚生省令第 99 号）

（参考 2）活動性分類等について（平成 17 年 3 月 31 日 健感発第 0331004 号）

（参考 3）活動性分類の運用について（抄）（平成 7 年 12 月 26 日 健医感発第 109 号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

（平成十年十月二日 法律第百十四号）

（結核登録票）

第五十三条の十二 保健所長は、結核登録票を備え、これに、その管轄する区域内に居住する結核患者及び厚生労働省令で定める結核回復者に関する事項を記録しなければならない。

- 2 前項の記録は、第十二条第一項の規定による届出又は第五十三条の十の規定による通知があった者について行うものとする。
- 3 結核登録票に記載すべき事項、その移管および保存期間その他登録票に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（精密検査）

第五十三条の十三 保健所長は、結核登録票に登録されている者に対して、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、エックス線検査その他厚生労働省令で定める方法による精密検査を行うものとする。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（抄）

（平成十年十二月二十八日 厚生省令第九十九号）

（結核回復者の範囲）

第二十七条の七 法第五十三条の十二第一項に規定する厚生労働省令で定める結核回復者は、結核医療を必要としないと認められてから3年以内の者その他結核再発のおそれが著しいと認められる者とする。